

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

**Q1** 議案の作成部署と付託委員会について

次の定例会に提出予定の市内施設の指定管理議案については、契約に準じて契約担当の部署が作成した。

しかし、指定管理の対象施設が市立の体育館であることから、文教関係の部署を所管する常任委員会に付託すべきではないかという意見が議会事務局内で出されている。

議案の作成部署と議案の内容に関する部署が異なる場合、どちらの部署を所管にすることが適切か。

**A1** 結論から言うと、議案を作成した部署を付託委員会の基準にするか、それ以外の基準で付託委員会を決めるかは、各議会の所管に對する考えに基づいていづれにも判断することが可能です。

委員会条例に各常任委員会の所管に関する

連載⑦1

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
政務第一部長  
本橋 謙治

規定があります。しかし、この所管については、議案を作成した部署を基準とする規定は通常ありません。

したがって、議案の内容次第では、議案を作成した部署と議案の内容に係る部署が異なる事案が想定できます。例えば、工事請負契約の議案については、契約を作成したのが契約関係の部署ですが、工事の施設が市立運動場であることから、文教関係の委員会で当該議案を付託することを挙げることができます。

このように、議会に提出される議案をどの委員会に付託するかについては、必ずしも議案を作成した部署を基準にする必要はないと考えられます。提出された議案の審議が十分に行われるには、どの委員会に付託することが最適なのかについて、議案の内容を精査した上

で判断することが適切と考えます。

**Q2** 委員会審査が終了した議案に対する修正(案)の提出と委員会付託について

今定例会に提出された条例の一部改正(案)が委員会審査の結果、否決となった。

委員会審査の結果を受けて付託委員会に所属していない議員が修正(案)を議長に提出することになった。

修正(案)の提出後に議会運営委員会が開かれ、委員会において、原案を修正(案)と併せて付託委員会に付託し、審査させるべきではないかという意見が一部の議員から出されたが、付

託委員会は付託に難色を示している。  
このように、委員会審査が行われた事件に対して修正(案)が提出された場合、原案と修正(案)を所管委員会に付託する必要があるのか。

**A2** 結論から言うとQ2の場合、必ずしも委員会に付託する必要はありません。なお、仮に付託するならば、委員会への再付託となるので、最初の付託は議長の宣告で行われた(特別委員会は議決)と思われませんが、再付託の場合は議会の議決が必要になります。また、修正(案)は付託の対象にならないため、原案のみ再付託されることになります。委員会審査終了後に、審査結果に大きな影響を及ぼす事案(ex.執行機関の答弁の誤りなど)が生じない限り、委員会の審査結果が変わる可能性は低く、まして本会議で提出された修正(案)と同じものが委員会に提出される可能性も低いと考えます。以上のことから、改めて所管委員会に付託する実益があるのか疑問があります。

委員会への付託を希望する議員には、これらのことを伝え所管委員会への付託(再付託)を行わずに、本会議での審議のみで対応することを勧めることが適当と考えます。

では、委員会に付託せず本会議で原案と修

正(案)の審議を行う際の運営ですが、最初に委員会の審査結果報告を委員長(委員長報告)が行います。次に修正(案)についてを議題とし、修正(案)の説明を修正(案)の提出者が行います。説明終了後に委員長報告及び修正(案)の説明に対する質疑を行います。なお、一括して質疑を行うことも別個に行うことも可能です。

質疑終了後は、原案と修正(案)に対する討論を行います。この場合も原案と修正(案)の討論を別個に行うことは可能ですが、別個に行う実益は質疑を別個に行う場合と比べてあまりないと考えられるので、一括して行うことが適当と考えます。

討論が終了した後は採決になります。最初に修正(案)を諮り、これが賛成多数で可決した場合、原案の採決の対象は、修正された部分を除く原案となるので、議長はその旨を述べて原案の採決を行います。なお、修正(案)が否決された場合は、原案全体を諮ることになりません。

#### 参考 標準市議会会議規則

第37条 会議に付する事件は、第141

条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑

の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

#### 2-3 略

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

#### Q3 一般質問の最中での資料請求の動議の提出について

一般質問を行う議員が、通告内容について答弁者との事前の確認を行った際に質問内容に関する資料の提供を要望した。しかし、答弁者(執行機関)からこれに応じる旨の回答が得られなかったため、一般質問において資料の提供を求める発言を行う予定である。この発言が行われてもなお答弁者(執

行機関）が応じない場合、当該議員は資料提出を求める動議を提出することを事務局に通知している。

当該動議が提出された場合の議事運営は、どのように進めることが適当か。なお、執行機関はたとえ資料の提出を求める動議を提出し、これが可決されても提出を拒否することを議会事務局に連絡している。

**A3** まず、議員個人に資料請求権を認める規定は、地方自治法上ありません。地方自治法が認める資料請求権は、議員個人ではなく議会に認められています。したがって、Q3のような議員からの資料請求が議員からの発言や議員からの動議に基づいて出されたとしても、答弁者（執行機関）がこれに応じる法的な義務はありません。このことを踏まえて議事運営の説明を行います。

まず、動議ではなく一般質問での発言の中で資料の提出を求める発言を行った場合は、答弁者（執行機関）が答弁の中で「要求に応じることができない」旨の発言を行うことで対応することになると考えます。

次に動議に基づく資料請求ですが、この場合でも先の説明の通り、賛成多数で可決しても、答弁者（執行機関）がこれに応じる法的

な義務がないため、これを拒否することは法的に問題ありません。ただし、議員の発言による場合と異なり議会の議決による資料請求であることから、今後の議会との関係や議会に提出している議案の審議等への影響を考慮し、議会（議員）に提供することに問題がないならば、できる限り応じることが得策と考ええます。

参考 地方自治法

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（中略）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 略

**Q4** 議会の委任に基づく専決処分  
の報告について

本市では、3月議会で議会の委任による専決処分の対象を拡大する議決を

行いこれを施行している。  
今定例会で、執行機関から地方自治法第180条に基づく専決処分の報告が行われた際、ある議員が当該報告に対する質疑を求める旨の議事進行発言を行った。

当該議事進行発言を受けて、議長が休憩を宣告し、休憩中に議会運営委員会を開催した結果、質疑を認めることとなった。再開後に議長が質疑を行う旨を宣告し、質疑が行われた。質疑終了後に、質疑を求めた議員が所管の委員会に付託して、委員会での審査を経て本会議で当該報告の承認を諮ることを主張したが、議長はこれに応じない旨を述べて、専決処分の報告の議事を終了し、次の日程に進んだ。

散会后、報告の承認の議決を求めた議員が議長の運営について疑問を呈してきた。当該議員の指摘について、事務局としては、特段の問題はないと考  
えるが、議長の判断は問題があったのか。

**A4** 結論から言うと、問題はありません。地方自治法第180条に基づく専決処分は、第179条に基づく専決処分と異なり、報告を行うだけでこれを承認することを求めています。

せん。

仮に議員の主張を受け入れて承認を諮ってこれが否決された場合、その後の対応に議会や執行機関が追われる可能性が高くなります。

次に質疑の可否ですが、議決権行使の前提とされている討論と異なり質疑については、議決権行使の前提の手続という考えがないこと、質疑を禁止する明確な規定等がないことから、質疑を行うことは可能と考えます。

なお、Q4で議員が当該報告を所管の委員会に付託することを主張していますが、標準市議会会議規則が想定している付託対象の事件は、原則、議決を伴うものを想定しています。報告のみの事件を所管の委員会に付託する運営は予定していません。以上のことから、委員会への付託を求める議員の主張に応じる必要はないと考えます。

#### 参考 地方自治法

第179条 1～2 略

3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決によ

り特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

#### Q5

緊急質問を行うためだけに本会議を開くことについて

ある議員から議長に対し、緊急質問の申出がされた。これを受けて議事事務局と議長が協議した結果、他の事件の審査への影響を最小限にするために当該緊急質問を行うこととし、当初は休会日としていた日に本会議を開催することとなった。

しかし、当市議会における過去の緊急質問の運営は、議長が緊急質問を認めるか否かを諮ることに併せてこれを日程に追加するか否かを諮る内容になっている。標準議事次第書も同様の内容になっている。

議事日程のない日は休会という考えであることから、日程追加で緊急質問を行うならば、議事日程がない会議のため休会となり、本会議を開くこと自

体ができないことになる。

以上のことから、緊急質問を行うための本会議を開くことは不可能と解し、別の審議事件がある日に緊急質問をせざるを得ないのか。

#### A5

緊急質問は、一般質問が終了した後に次の会期の一般質問まで待つことができない状況で、執行機関に急遽、質問を希望する場合には行われることが多いです。

従来は、緊急質問は動議に基づいて行われることが予定されていました。つまり、本会議の最中に緊急質問を求める動議を提出、議題とし、これを諮った上で行われることを予定していたため、緊急質問を行うには日程追加をするという考えでした。

しかし、緊急性の有無の違いだけである一般質問は、その申出のみでこれを行うことが可能なのに、緊急質問だけが動議を提出し、この動議が会議規則が定める一定数の賛成者がいなければ、緊急質問の可否さえも諮ることができない運営が均衡性を欠くという意見が出たことから、動議だけではなく、申出でも緊急質問の可否を決することができるという解釈の変更がされて今日に至っています。

このような経緯から、現在でも緊急質問を実施する場合は、緊急質問の可否と日程追加

を一緒に諮るといふ運営が多くの議会で行われているのが実情です。

しかし、緊急質問については、会議規則上、日程を追加して可否を決することを定めた規定はありません。規則で定めているのは、緊急質問の可否にとどまっています。また、先に述べたように緊急質問は、会議中に動議を提出しなければいけないという運営にはなっていないことから、必ずしも日程追加の手続が不可欠ということにはならないと考えます。

以上のことから、緊急質問の性質上、日程追加に基づいてこれを行うことを基本としつつ、Q5のように場合によっては、あらかじめ緊急質問を議事日程に掲載して、緊急質問の可否のみを諮る運営を行うことは可能と考えます。なお、緊急質問の可否のみを諮る運営を行った結果、緊急質問を行うことが賛成少数で否決された場合、議長は緊急質問を日程から削除する旨を宣告し次の日程に進むこととなりますが、Q5は他に審議する事件がないことから議長は散会を宣告することになります。また、この場合、緊急質問を認めないという議会の意思が決定したことになるため、事情変更が生じない限り当該会期中の同一内容の緊急質問は「一事不再議」の原則により行うことができないことになることに注意が必要です。

参考 標準市議会会議規則

- 第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いずに会議に諮らなければならない。
  - 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

参考 標準市議会議事次第書

議員 「○○の件について緊急質問をした  
いから同意の上、この際日程に追加し、  
(日程の順序を変更して、直ちに) 発言を  
許されんことを望みます。」

議長 ただいま○○君から緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、(日程の順序を変更して、直ちに) 発言を許されたいとの申し出がありました。

よって○○君の緊急質問の件を議題とし採決いたします。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数・少数)

議長 起立多数・少数であります。

よって○○君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、(日程の順序を変更して、直ちに) 発言を許すことは可決・否決されました。

(可決された場合)

議長 ○○君の発言を許します。

○○君。

(○○君緊急質問)

参考 衆議院先例録(平成29年版)

429 議員から緊急質問が提出されたときは、まず議院運営委員会において許可すべきか否かについて協議した後、院議により、議事日程を変更してこれを許可するのが例である。議事日程に記載した場合は、議長が議院に諮りこれを許可する。

**Q6** 本会議を閉じた後の市長の発言(挨拶)について

本市では慣例で、最終日の会議を閉じる旨の宣告後に市長から閉会にあたり挨拶などの発言を行い、その後に議長が閉会宣告を行っている。

今回、執行機関から事前に議会事務局に提供された市長の発言内容を議会運営委員会に報告したところ、一部の委員が

ら市長の発言内容について質問を求める可能性を指摘された。  
過去、このような事例がないため、どのような運営を行うべきか。

**A6** まず、一般的な閉会時の議事について説明します。

最終日の議事が終了した場合、議長はその日の会議を閉じる旨（閉議宣告）を述べたのちに閉会宣告を行います。

最初の宣告（閉議宣告）は、散会宣告と同じものです。つまり、この宣告をもって会議が終了することになります。よって、その後議事が行われることはありません。このため、最終日の議長の会議を閉じる旨の宣告（閉議宣告）と閉会宣告は連続して行われることになっていきます。

このことから、Q6にある市長の発言（挨拶）は、厳密にいうと会議録に記載されない非公式の発言となります。一部の議会では、会議終了後の市長の発言を許可し、これを会議録に記載させている運営を採用していますが、前記理由から、問題があると考えます。

以上のことから、Q6のように市長の発言の後に質問を希望する議員がいたとしても、既に議長が会議を閉じる旨（閉議）の宣告をしているため、質問の申出することは不可能

と考えます。仮に申出があっても、議長はこれを認めるべきではありません。

では、質問を可能とする運営についてですが、まず市長の発言（挨拶）の時期を議長の会議を閉じる旨（閉議）の宣告の前に行います。そして、市長の発言（挨拶）の内容に対して質問を希望する議員は、議長に対し緊急質問の申出を行い、これを議会が許可した場合に限り質問を認めるという運営をするべきと考えます。

#### 参考 標準都道府県議会議事次第書

議長 以上をもって本日の会議を閉じます。（市議会議事次第書には記載なし）これをもって令和〇年〇月〇〇県議定会定期会・臨時会を閉会いたします。

#### 参考文献

議会運営の実際（自治日報社）  
議会運営実務提要（ぎょうせい）  
逐条地方自治法（学陽書房）  
注釈地方自治法（第一法規）  
衆議院先例集（衆議院事務局）

